

日野町国土利用計画

(第6次)

令和 4 年（2022 年）4 月

日野町

はじめに

1. 計画改定の趣旨

国土利用計画は、限りある町土を有効に利用するという観点から、これまでは無秩序な開発に歯止めをかける等、土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も必要であるものの、土地需要が減少する時代においては、町土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、町土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。

今後は人口減少を見据え、適切な町土の利用・管理のあり方を町民とともに見いだしていくとともに、土地需要が減少することを踏まえて、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等を図り、より安全で豊かな町土を実現していくことが、国土利用計画の重要な役割となる。

このため、本計画は総合的かつ計画的な利用を通じて、町土の安全性を高め、持続可能で豊かな町土を形成する町土利用をめざすものである。

2. 計画の性格

本計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、全国計画および県計画を基本とし、町土の利用に関する必要な事項について定めるものである。

3. 計画の期間

令和3年を基準年次とし、令和13年を目標年次とする。

目 次

はじめに

1	町土の利用に関する基本構想	1
(1)	町土利用の基本的な考え方	1
(2)	土地利用の現状	1
(3)	土地利用上の基本的課題	2
(4)	町土利用の基本方針	7
(5)	地域類型別の町土利用の基本方向	12
(6)	利用区分別町土利用の基本方向	13
(7)	地域別の町土利用の基本方向	16
2	町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	19
(1)	目標年次	19
(2)	目標年次における想定人口等	19
(3)	町土の利用区分	19
(4)	利用区分別の規模の目標を定める方法	19
(5)	利用区分別の規模の目標	19
(6)	利用区分別の規模の目標の性格	19
3	2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	21
(1)	土地利用関連法制等の適切な運用	21
(2)	人やものが行き交う活力ある町土づくり	21
(3)	町土の保全と安全性の確保	21
(4)	持続可能な町土の管理	22
(5)	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	24
(6)	土地の有効利用の促進	25
(7)	土地利用転換の適正化	26
(8)	町土に関する調査の推進	27
(9)	計画の効果的な推進	27
(10)	多様な主体の連携・協働による町土の適切な管理・有効利用	28
4	用語解説	29

1 町土の利用に関する基本構想

（１）町土利用の基本的な考え方

町土は、その大半が山や丘陵地で琵琶湖の水源となる鈴鹿山系に属し、現在および将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活および生産を通じる諸活動の共通の基盤である。また、自然災害等の抑制の観点からその適切な保全・管理が求められている。

このことから、その利用は、公共の福祉と安全性の確保を優先させ、琵琶湖水源域としての自然環境の保全を図りつつ、町土の持つ自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と町土の持続可能な均衡ある発展を図ることを基本的な考え方として、総合的かつ計画的に行う。

（２）土地利用の現状

本町は、滋賀県の東南部・鈴鹿山麓の西に位置し、東西14.5 km、南北12.3 kmで、総面積は 117.60km²である。町土の大部分は山地と丘陵地からなり、集落や耕地は綿向山から発する日野川沿いの日野谷と竜王山から発する佐久良川沿いの桜谷に分布している。気候は比較的温暖な瀬戸内海式気候で、やや内陸型であり、米作を中心とした穀倉地帯を形成している。

歴史的には、古代より人々の生活形跡が見られ、中世には蒲生氏の拠点として栄え、古くから形成された市街地（以下「旧市街地」という。）には近世に活躍した近江日野商人の町家等が残っており、風情ある町並みを形成している。近年では、名神高速道路および新名神高速道路をはじめとする主要幹線道路へのアクセスの容易性から内陸型工業の企業立地を計画的に進めている。既存工業団地は、ほぼ充足状態にあるが、交通便利性等を鑑みて、隣接地域に新たな工業団地の開発が進んでいる。その他の日野町国土利用計画（第5次）で位置づけた中小企業団地や職住近接型の造成可能区域は、大規模な開発を必要とする地形的な事情等により未利用地となっている。

旧市街地に隣接して土地区画整理事業により整備された住宅地（以下「新市街地」という。）を中心に人口定着が進んでいる。市街化区域の土地の有効活用と定住促進のために住宅団地が整備されたほか、市街化区域に隣接した区域では、新たな土地利用も見受けられる。

一方、旧市街地を中心に、空き家・空き地が増加している。そのため、日野町空き家・空き地情報登録制度の活用等により、空き家・空き地の有効活用に向けた取組を行っている。

土地利用面積の経年変化をみると、日野町国土利用計画（第5次）が策定された平成22年から令和2年までの間に、農用地、森林等は減少し、宅地、道路等は増加している。

(3) 土地利用上の基本的課題

ア 人口減少社会の到来

本町の人口は、平成7年の23,132人を境に減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した長期的な人口推計では、令和27年には、令和2年人口（20,964人）の約8割になると予測されている。また、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、令和27年には約4割になると予測されており、超高齢社会への適切な対応が必要である。

また、人口が減少する中で、核家族化や単身世帯の増加等により世帯数は増加傾向が続いており、新市街地や市街化区域の宅地への居住が進んでいる。

一方、その周辺にある旧市街地や農山村では少子高齢化が進行し、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加傾向にある。このため、集落等の自治機能の維持の困難化が危惧されており、良好な土地利用を維持するうえにおいても均衡ある居住の促進と維持を図る必要がある。なお、二地域居住や在宅勤務等、多様な生活・労働スタイルが生まれている中で、空き家・空き地の活用と移住や住替え等を促進し、人口減少下でも活力ある地域づくりが望まれる。

a 町土の適切な利用と管理の必要性

人口が増加する地域等では土地需要の増加も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、それに伴って町土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、町土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念される。このため、本格的な人口減少社会においては、町土の適切な利用と管理の取組を進めていくことが重要な課題となる。

（町土の管理水準）

市街地では、人口密度の低下や中心市街地の空洞化の進行とともに、低・未利用地や空き家等の増加等、土地利用の効率の低下が懸念される。また、農山村では、農業従事者の減少等による荒廃農地の増加等農地の管理水準の低下も懸念されるとともに、林業や木材産業の厳しい状況を背景に、必要な施業が行われていない森林も見られる。町土の管理水準の低下や都市化の進展等の町土利用の変化は、水源かん養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。

（地籍整備の動向）

地籍整備ができていない土地は、土地境界が不明確な状況であり、土地の有効利用の妨げとなる。さらに、高齢化を背景として、今後も所有者の所在の把握が難しい土地^{※1}が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

※1 所有者の所在の把握が難しい土地・・・不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地をいう。

イ 産業構造の変化

農林業については、従事者の高齢化や担い手不足等により、耕作放棄地や放置林が増大し、これによる獣害の増大が農地や森林の荒廃に拍車をかけている。これらにより、農村集落の存続も懸念されることから、生産活動が持続的に行われるよう豊かな資源を活かして地域の活性化を図ることが必要である。

工業については、比較的恵まれた立地特性から企業立地が進み、既存工業団地はほぼ充足状態にある一方で、朝夕の通勤時間帯には、慢性的な交通渋滞が発生しており、道路整備を図る必要がある。今後、新名神高速道路へのアクセス向上による新たな企業立地が見込まれ、新たな工業団地の有効活用とともに残存する開発可能地の利活用を図る必要がある。

また、市街地内に混在する中小企業等の生産効率を高めるほか、グローバル社会や情報化社会の急速な進行に対応した産業集積の促進を図る必要がある。

商業については、大規模小売店舗の進出や近隣市郊外での立地競争により、旧市街地をはじめとした地元商店の存続が困難化している。一方、国道沿線では生活必需品等を中心とした中規模な郊外型店が立地してきており、土地利用への潜在需要がある。

また、高齢化の進展に伴い、生活圏での身近な買い物の利便性を確保するために、地元商店を維持していく必要がある。

なお、旧市街地内を中心に観光振興に伴う商業の活性化の取組も進めていくことが望まれる。

a 暮らしと産業を支える基盤づくりの必要性

経済のグローバル化に伴う国際競争の激化と人口減少、高齢化が進む状況下においても、経済成長を維持し、町民が豊かさを実感できる町土づくりをめざす観点から、日野町の強みを活かし、生活や生産水準の維持・向上に結びつく町土利用を推進していくことが必要である。

（新たな広域ネットワークの形成）

スマートインターチェンジの設置や名神名阪連絡道路の整備等により、広域高速道路網の利便性向上が見込まれる。鉄道および道路の新たな広域ネットワークの形成により、人やものの流れが大きく変化することから、アクセス道路の整備や渋滞対策等による効果も含め、産業創出、物流や広域的な観光の活性化等町全体の振興につなげることが期待される。

（産業の動向）

本町の製造品出荷額は増加傾向となっており、今後も滋賀県の産業拠点としての集積が期待される。また、町内外から人々を引きつけ、人・もの・資金・情報の活発な交流を生み出すことができるよう、地域固有の資源や特性を活用し、付加価値の高いビ

1 町土の利用に関する基本構想

ジネスや魅力ある雇用を創出していくことで地域の活性化を図っていく必要がある。

(様々な役割を担う農林業)

本町の農林業は、食料等の供給だけでなく、町土の保全や水源のかん養、美しい景観の形成、文化の伝承といった多面的な役割を果たしてきた。こうした中で、従事者の減少や高齢化の進行に対応して、担い手の確保・育成を図り、産業として競争力のある農林業が今後も持続的に営まれることが必要である。

また、農山村では人口減少や高齢化が進行し、担い手の確保が困難な地域では営農の継続が難しく、集落の存続も懸念されることから、農林業の生産活動が持続的に行われるよう豊かな資源を活かして地域の活性化を図ることが必要である。

b すべての人への配慮の必要性

町民が豊かさを実感できる社会を築くためには、経済的な豊かさに加えて心の豊かさも不可欠である。こうした点を踏まえつつ、すべての町民が豊かさを感じられる町土利用が求められる。

(より快適な生活環境の創造)

町民の価値観の多様化が進み、うるおいや安らぎ等心の豊かさと自然とのふれあいに対する志向が高まっており、より快適な生活環境の創造が求められている。

(すべての人に配慮した町土利用)

日常生活または社会生活における行動に制限を受ける者にとっての障壁を取り除くとともに、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基本として、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備を進めていくことが必要である。

また、公共交通は、人やものの円滑な移動を通じて町民生活を支える重要な社会基盤であることから、高齢者等にとっても移動に支障なく、子どもや外国人等にとってもわかりやすく、すべての人にとって使いやすい公共交通サービスの提供が必要不可欠である。

ウ 自然環境と美しい景観等の保全

町内の宅地、雑種地は増加傾向となっているものの田・畑、山林、原野は減少傾向にあり、豊かな自然環境や田園風景等の環境悪化が懸念される。一方、地球規模での環境問題が顕在化し、地球と共生する社会経済活動のあり方を求めていくことが必要になっている。このため、町土の利用にあたっては、長期的な視点に立って、自然の循環システムにかなった持続可能な利用を基本とし、循環型社会を形成していく必要がある。

また、本町では山林・農地が町土の約7割を占めることから、琵琶湖水源域としてのかん養、自然的環境・景観保全に配慮した町土利用を図る必要がある。

（気候変動の顕在化）

気候変動が顕在化しつつある中、地球温暖化の影響により世界の平均気温は上昇傾向にあり、国内も含めた世界各地で極端な気象現象が頻発している。気候変動は、自然環境の悪化や生物多様性の損失を及ぼすことから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

また、気候変動を抑制するために、森林の保全に努め、温室効果ガスによる地球環境への影響を緩和させることも必要である。

（自然環境と生物多様性の維持）

自然環境と生物多様性の維持は、食料の安定供給、水源のかん養や町土保全等の暮らしを支えるための重要な要素である。特に、生物多様性は、人間にとって存立の基盤となり、有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉ともなっている。

しかし、絶滅危惧種や希少種等の数は増加しており、外来種の侵入や特定の野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、生物多様性の維持が難しくなっている。そのため、生態系の多様性に配慮しつつ、生物多様性の維持に努め、良好な環境を育み、その環境を未来へつないでいく必要がある。

（土地利用の低下による影響）

今後、土地利用の低下により、これまで人の手が入ることにより良好に管理されてきた里地里山等においては、荒廃地等となる可能性があるほか、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

（エネルギーをめぐる社会情勢の変化）

町民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保とともに、今後、脱炭素社会をできる限り早く実現していくことが求められる。本町の地域資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネルギーや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進していく必要がある。

（循環型社会の形成に向けた取組）

今後、ごみの発生抑制（リデュース）および再使用（リユース）の取組を強化するとともに、引き続き再生利用（リサイクル）を推進し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を推進することが求められる。

(自然環境の有する多様な機能)

これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観、美しい農山村の集落や町並み、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である。

また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることも重要である。

エ 安全・安心に対する不安の高まり

近年、地球温暖化による異常気象、耕作放棄地や放置林の増加等に起因して、全国的に災害が増加し、被害も甚大化の傾向にある。また、大規模地震発生も懸念され、高齢化や地域の空洞化に伴う要支援者の把握や日ごろからの見守り、災害時の迅速な避難対応、ライフラインをはじめとした安全性の確保等に対する要請が高まっている。

防災・減災に対応した自然環境等の適切な保全・管理をはじめとする国土強靱化の取組を進めていくとともに、日常的な地域コミュニティの維持・充実を図る必要がある。

(災害に対する不安の高まり)

気候変動の影響による局地的な豪雨災害や台風被害、南海トラフ巨大地震、鈴鹿西縁断層帯等による直下型地震、原子力災害等の様々な危機事案の発生が懸念される中、町民の安全・安心に対する不安が高まっている。このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限により安全な地域への日常生活サービス（商業施設、福祉施設、医療施設等）機能や行政機能等や居住の誘導等、安全性を優先的に考慮する町土利用を進めていくことが重要である。また、市街地においては、日常生活サービス（商業施設、福祉施設、医療施設等）機能や行政機能等の一極集中による自然災害への脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応が重要な課題となっており、農山村においては、町土管理水準の低下に伴う町土保全機能の低下が懸念される。安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、町土利用においても、大規模災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる町土の構築に向けた国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

(社会資本の老朽化)

道路や橋梁をはじめとしたダム、上下水道施設、農業水利施設、その他の公共施設等の社会資本の老朽化が進んでおり、特に高度経済成長期以降、整備を進めた多くの社会資本について、その維持管理や更新問題が顕著になっており、計画的な維持管理を進めていく必要がある。

オ 町土の適正管理

人口減少が進む中で、本町の財政状況は厳しく、今後、社会基盤の整備や維持等への影響が懸念される。こうした状況に対処する上で民間事業者等との連携による社会資本の効果的・効率的な管理や地域住民間の信頼関係、相互扶助、これらを通じた人と人とのつながり等、地域力の底上げによる効率的な行財政運営を図る必要がある。

また、旧市街地を中心とする本町の中心地と各地域の中心地との連携と機能分担により、人口減少下でも生活利便性と活力の維持・向上を図っていく必要がある。

（町土利用への多様な主体の参画）

地域住民だけでなく、環境を守ろうとするボランティアの人たち、NPO活動に参加する人、さらに、地元企業も含めて地域社会における新たな担い手等、多くの人が土地利用について関わりを持つことが必要である。

（地方自治を取り巻く状況の変化）

町土利用においても、町民との意見・情報交換を行い、地域課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに連携を図っていくことが求められる。また、防災、環境対策、観光振興等隣接市町との広域的な連携を図っていくことも必要である。

（増大する財政需要）

社会資本等の老朽化対策、社会保障関係費等、今後増大する財政需要に的確に対応していくことが求められている。

（４）町土利用の基本方針

町土利用をめぐる基本的課題を踏まえ、本計画は、「適切な町土管理と町民の豊かさを実現する町土利用」、「産業構造の変化に対応する町土利用」「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」、「安全・安心を実現する町土利用」、「複合的な施策の推進と町土の選択的な利用」、「多様な主体による町土管理」を基本方針とし、持続可能で豊かな町土利用をめざす。

また、人口減少社会において、このような町土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

なお、本計画は、第6次日野町総合計画の将来像である『時代の変化に対応し だれもが輝き とともに創るまち“日野”』をめざすほか、滋賀県国土利用計画等との整合を図り、魅力と活力があり、安全・安心なまちを実現するよう努める。

ア 適切な町土管理と町民の豊かさを実現する町土利用

a 町土の適切な利用と管理

交通網の整備等による経済社会活動の高度化等に対応して増加が見込まれる都市的土地利用については、既存の市街地における土地利用の再編や低・未利用地の有効利用および周辺丘陵地の高度利用^{※2}に配慮し、計画的に安全で良好な市街地の形成を図る。

職住が近接している中で、利便性の高い産業の場と静かで自然が身近な住宅地との両立が図られていることは、本町の特徴であり、継続的に住み続けられるまちの骨格である。したがって、今後も工業団地の維持・拡充を図るほか、住工混在を解消し、中小企業等が産業活動しやすい産業用地等の計画的な確保に努める。

なお、本町の経済的基盤の向上のために重要な位置を占めることになる名神高速道路および新名神高速道路をつなぐ名神名阪連絡道路等については、綿向山等の景観や環境に配慮した整備を図る。

また、幹線道路沿道は、農地や自然環境の保全および防災面を考慮した上で交通利便性の高さを活用した沿道土地利用を計画的に誘導する。

集約化する中心拠点をはじめとする旧市街地では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、地域拠点の形成に合わせて、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備および自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

また、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用^{※3}については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動と心のゆとりとやすらぎの場および自然体験・農林業体験と交流の場としての役割に配慮して、景観も含めた適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。また、市街化区域との境界部においては、市街地の無秩序な拡大の抑制を基調として土地需要の調整を図る。

森林、農用地を宅地等へ転換することについては、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与え、もとの自然的土地利用^{※3}へ戻すことは困難であることから、慎重な配慮の下で計画的に行う。

また、土地利用転換による土砂災害等の防災面への影響を慎重に判断する。特に、琵琶湖の集水域の森林の転換は、このような配慮を最大限尊重することを基本とする。

地籍整備による土地境界の明確化は、防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・町土基盤整備の円滑化等に貢献することから、その計画的な実施を促進する。

また、土地の良好な管理と有効利用は、所有者が努めることを基本としつつ、所有者

による管理・利用が不可能な場合や、所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進する方策を検討することも必要である。

※2 高度利用・・・用途地域内の市街地において、建築物の容積率の最高限度および最低限度、建ぺい率の最高限度等を定め、有効活用を指すものである。

※3 自然的土地利用・・・農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等の土地利用を加えたものをいう。

イ 産業構造の変化に対応する町土地利用

a 暮らしと産業を支える基盤づくり

広域交通については、本町は名神高速道路および新名神高速道路の恵まれた条件を有している。県および町内の経済発展等の活力増進を促していくため、名神名阪連絡道路の整備を図る。

また、広域交通ネットワークづくりにおいて、異常気象や災害に対する強さと、万一の遮断への対応力や回復性に優れたしなやかさを備えることが重要である。

企業立地については、本町の広域交通利便性を活かして、現状の産業集積の充実・発展を図るほか、現在進められている工業団地をはじめ、中小企業団地等、新たな産業用地の計画的な確保を図る。

また、進出企業と既存企業や地域との連携を促進し、人材の育成や確保、技術開発等において地域内での協力関係を構築し、本町の産業集積の利点のさらなる活用を図る。

観光振興については、近江日野商人の家屋や町並みをはじめとする歴史的資源、自然環境を活用した観光レクリエーション施設の魅力や強みを掘り起こし、広く発信していくとともに、豊かな自然や歴史・文化の魅力を活かした地域産業の活性化を促進する。

農林業については、農林業の担い手の確保・育成とその経営の複合化・多角化等による体質強化、安全・安心な農林水産物の生産・供給により、産業として競争力のある農林水産業の確立を図る。農地や森林等の豊かな地域資源を適切に維持し、新たな魅力として創出・発信することで、農山村を活性化するとともに農村の集落機能の維持・向上を図る。

b 快適な生活環境の創造とすべての人に対する配慮

町、町民および事業者が協働して、日常生活または社会生活における行動に制限を受ける者の行動を阻む様々な障壁を取り除き、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基本として、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進める。

交通については、環境負荷の低減を図りつつ、すべての人にとって使いやすく利便性の高い交通サービスを提供するという観点から、工業団地への通勤バスの運行や路線バスの本数充実、小学校スクールバスの充実、オンデマンド交通の導入および周遊観光への対応等、公共交通活性化「わたむき自動車プロジェクト」の実施による町中を周遊できる総合的な公共交通の活性化を図る。

1 町土の利用に関する基本構想

また、公共交通による地域拠点間の移動の円滑化と地域の特色を活かした拠点等のにぎわいづくりを連携して進め、移住・定住しやすい快適な住環境整備を図る。

ウ 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用

琵琶湖の水源となる鈴鹿山系において優れた生態系を保持する本町の自然環境の維持を基本とし、自然と人間活動とが調和した健全な物質循環の維持、水循環と町土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、生物の多様性の確保を図ることにより、自然、生物と共生する持続可能な町土利用に努める。

なお、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然資源や、農山村における緑豊かな環境、田舎体験、自然体験型観光や産品による雇用の創出および経済循環を通じて、市街地や農山村等、様々な地域間相互の交流・連携を促進するとともに、将来的な移住等につながるよう交流人口および関係人口の拡大を図る。

脱炭素社会の実現については、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換を進め、節電や省エネ行動をさらに広げていくとともに、公共交通活性化「わたむき自動車プロジェクト」の実施による人と環境に優しいエコ交通の普及や再生可能エネルギー等の導入促進を図る。

なお、大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

廃棄物については、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正処理の推進を図る。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある町土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用したグリーンインフラ等の取組を推進する。また森林の水源かん養機能等が持続的に発揮されるような取組を推進する。

なお、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進等、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ること等を通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する町土利用を進める。

エ 安全・安心を実現する町土利用

本町の町土は、大きな災害に見舞われたことはないが、近年は全国的に豪雨災害等が増加しており、適切に安全性を強化することが重要である。このため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクを把握し、その周知を図ったうえで、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限を行う。

なお、その際は、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。

あわせて、地元企業と連携して経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。

地震災害については、建築物等の耐震化や、第二次緊急輸送道路である国道307号をはじめとする町内の緊急輸送道路の災害対策を適切に実施する等、安全・安心を実現する町土利用を推進する。

これらの取組にあたっては、「日野町国土強靱化地域計画」に基づき、流域治水や土砂災害対策、山地防災対策を計画的に実施するほか、社会資本の老朽化については、優先順位を見極めながら、必要な社会資本の整備・更新を進めるとともに、予防保全を重視した社会資本の計画的な維持管理を進める。

オ 複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

このような取組を進めるにあたっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、町土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

町土の適切な管理は、町土保全、生物多様性の保全、健全な水循環※4の維持または回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進等、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、町土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、町土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、やすらぎ、いこい、うるおいある、より快適な生活や健康的な活動の場を提供するため、緑資源の確保、歴史的・文化的風土の保存、山並み等の保全、自然的・社会的条件を踏まえた個性ある景観の保全・形成等を進め、美しい良好な町土景観の形成に努める。

※4 健全な水循環・・・水の循環において、環境を保全する機能等がバランスよく良好に保たれた状態をいう。

カ 多様な主体による町土管理

これらの取組は、国・県等が示す広域的な方針とともに、本町の経済・文化や土地利用上の特徴を活かしながら、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されるものである。このため、地域住民や民間企業等と協力して、自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討する等、地域主体の取組を促進することが重要である。

町土管理については、町土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や

農林資源等良好な町土の恵みを享受する住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。特に、比較的大規模な企業が集積している本町は、これら企業による町土の保全・活用の積極的な取組を期待する。

また、急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、国や県、町による公的な役割を発揮するとともに、町民一人ひとりが町土に関心を持ち、所有者だけでなく、NPO・事業者、さらには、関係人口等の協力による町土管理を進めていくことが、一層重要となる。

(5) 地域類型別の町土利用の基本方向

ア 市街地

本町の市街地は、新市街地で着実に定住が進んでいる一方で、旧市街地での人口減少と高齢化が進行している。

また、市街地に連続する国道沿線では生活必需品等を中心とした郊外型の商業地の面積拡大が見込まれ、地元商業との相乗的発展を誘導する。

新市街地においては、良好な市街地環境の維持・向上を図りながら、有効利用を促進する。旧市街地においては、歴史的な町並み・景観の保全に努めるほか、空き家・空き地等を地域活性化のために有効活用を促進し、日野らしい小さなまとまりにより、便利で安全な市街地を形成する。

また、住居系・商業系・工業系等の多様な機能を小さなまとまりで連携して配置することによって、都市活動による環境負荷の軽減に努めるとともに、高齢者や子ども等が安心して暮らせるまちづくり、地域防災拠点の整備・迅速な対応等による災害に強いまちづくりを進める。

このため、都市基盤の整備の伴わない無秩序な外延的拡大の抑制を図りつつ、新たに市街化を図る区域においては、災害や周辺の農地・自然環境への影響を充分に考慮する。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の活用を優先させる一方、優良農用地や森林を含む自然的土地利用^{※3}からの転換は抑制することを基本とする。

※3 自然的土地利用・・・農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等の土地利用を加えたものをいう。

イ 農山村

農山村については、生活と生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する町民共有の財産であるという認識の下、農林業活動及び生活が継続的に維持できるよう生活環境の維持・充実を図る。

また、地域内の資源・経済循環の源泉として、地域に適合した諸産業への発展の可能性を持った農林業の展開や都市・農村体験交流等による人々の心がやすらぎ絆の深まる場として活力ある農山村づくりを進める。このような中で、優良農用地および森林を確保し、農業および森林の有する多面的機能に十分配慮しながら、その整備と利用の高度

化を図る。

また、地域住民を含む多様な主体の参画等により町土資源の適切な管理を図るとともに、農山村の景観や生態系の維持・形成を図る。

ウ 自然維持地域^{※5}

原生的な自然の地域、野生生物の重要な生息・生育地およびその周辺の優れた自然の風景等、自然環境の保全を主として維持すべき地域については、これらの生物多様性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。

あわせて、琵琶湖の水源かん養を図る上で重要な森林については、その積極的な維持・保全を図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然学習等の自然とのふれあいの場として利用を図る。

※5 自然維持地域・・・人為的な影響が少ないことから自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域のことをいう。

（6）利用区分別町土利用の基本方向

ア 農地

農地は安全な食料供給のための土地として大切な資源であるとともに、本町の重要な産業である農業の発展あるいは町土の保全および防災、農山村の暮らしの風景の保全、地域文化の創造に重要な役割を果たしている。

今後もこれらの多面的な機能が発揮されるよう、良好な管理を通じて農地を保全していく必要がある。人・農地プランの実質化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進することで、農業生産の効果を高め、安定した農業の担い手の確保を進める。

また、河川や水路の水質保全を図るため、環境への負荷低減に配慮した環境こだわり農業等の推進を図る。

なお、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成や減災を考慮しつつ、計画的な利用を図る。

イ 森林

本町の森林は町土面積の過半を占め、町土の保全、琵琶湖水源域としての環境の保全、温室効果ガスの吸収源として等、重要な公益機能を持つ。これらの機能を将来にわたり継続的に維持・向上するために、適切な整備および保全を図る。

森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、森林境界の明確化を進め、経営管理が行われていない森林について、町が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築する。

1 町土の利用に関する基本構想

また、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備および保全を推進する。さらに、地元企業やボランティア団体・NPO等、多様な主体による整備および保全についても促進する。さらには、農林業体験や自然体験の場としての機能等、森林空間の総合的利用に対応する多様な森林整備等を地域とともに推進し、地域社会の活性化を図る。特に、里山等については、農山村の暮らしの風景や自然とのふれあい等の場として、今後とも町土の自然環境の保全や景観創出、良好な生活環境の創出等の役割を果たすものとして位置づけ、適切な保全、維持管理を図るものとする。

ウ 原野等

原野等のうち、野生生物の生息・生育地等貴重な自然を形成しているものについては、保全を図る。その他の原野等については、周辺の自然環境への影響と調和を十分に考慮して適正な利用を図る。

エ 水面（ため池）・河川・水路

水面（ため池）は、本町の丘陵地等に多くみられ、水面が有する生物多様性や自然環境の保全を図るとともに、農業用水や調整機能等の利水機能、防災機能の維持・向上のため、防災面の対策を十分に実施したうえで持続的な利用を図る。

河川は流末の琵琶湖の水質保全を十分に考慮した水質の管理を実施するほか、流域内での開発等による流出量の増大等に適切に対応した治水対策を実施する。その際、自然環境の保全・再生や治水対策と親水性の確保を含めた総合的な河川整備を進める。

また、気候変動による局地的集中豪雨対策として市街地の雨水幹線の整備を進める。

水路は、農業用水や排水機能を確保し、持続的な利用と施設の長寿命化を図るため、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境の保全等多様な機能に配慮し、地域住民が一体となった維持管理の向上の取り組みを進める。

また、機能診断による必要な改修を進める。

オ 道路

道路については、名神高速道路および新名神高速道路へのアクセス道路（主要地方道土山蒲生近江八幡線〈頓宮鎌掛ルート〉、名神名阪連絡道路等）、国道307号・国道477号、県道およびこれらに接続する道路の整備計画の進捗に応じ、必要な用地の確保を図る。整備にあたっては、歩行者や自転車交通等に配慮しながら、道路の安全性・快適性や周辺環境の保全等に十分配慮するとともに、沿道土地利用の計画的な誘導を考慮する。なお、町内の主要な生活道路については、各地域から本町中心部へのアクセスの確保・充実を図るほか、生活道路については、ひとにやさしい道路づくりに努める。

農道および林道については、農林業の生産性の向上や農用地・森林の適正な管理のために必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。この場合、周辺の自然環境の保全等に配慮するものとする。

カ 宅地

a 住宅地

住宅地については、新市街地では、人口が増加する一方で、旧市街地や農山村部ではスポンジ化が進んでいることから、自治機能の維持・向上とともに良好な土地利用を維持するため、均衡ある居住の促進と維持を図る。

また、人口減少社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から環境、福祉、防災に配慮しながら、良好な居住環境が形成されるよう、適切な規制誘導と必要な用地の確保を図る。さらに、景観の創出、環境負荷の低減、省エネルギー、ユニバーサルデザインを有した住宅の誘導に努める。

特に、旧市街地等では、歴史的景観の保全・向上に配慮しつつ、低・未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図るほか、空き家の有効利用を促進する。

また、農業地域の農村集落地等においては、特に自然景観や田園景観の保全に配慮した整備を推進するほか、空き家の有効活用や移住を促進する生活基盤の充実に努める。

b 工業用地

工業用地は、日野第一工業団地、第二工業団地等の既存工業団地において、工場の誘致が進み、ほぼ充足された状態にあるが、未利用地も存在しており、これらの土地の有効活用を図る。

また、名神高速道路および新名神高速道路等、主要幹線道路へのアクセス条件の向上に伴う工場の新規立地に対応するため、必要な工業団地の用地を確保する。さらには、これらの用地の充足に加え、既存工業団地との連続性等を踏まえた工業用地の確保および市街地における住工混在地域の解消を図るため、工場の移転等を可能にする中小企業団地の工業用地の確保が促進されるように努める。

なお、工場の新規立地および工業用地造成に際しては、周辺地域における自然環境、生活環境および景観保全に十分配慮する。

c その他の宅地

その他の宅地の中で多くを占める業務用地や店舗等商業用地等については、現在、商店街や国道沿線等を中心に配置されている。国道沿線では生活必需品等を中心に中規模な郊外型店が立地してきており、土地利用への潜在需要があり、地元商業との相乗的な発展が望まれる。今後、都市計画区域区分および用途地域指定に配慮し、国道沿線や中心市街地における商業の活性化を図るとともに、商業機能の適切な配置を進める。国道307号および477号沿道は、広域的利便性を活用した沿道サービス施設や観光関連施設等の立地について周辺環境に考慮しながら適切な誘導に努める。なお、近江鉄道日野駅前については本町の広域公共交通の玄関口としての機能の維持・向上に努める。

また、農村風景等豊かな自然環境を活かしたグリム冒険の森、滋賀農業公園ブルーメの丘、ゴルフ場等のレクリエーションの場については、その立地特性を活かし、魅力の

維持・向上を図る。

キ その他

a 公用・公共用施設用地

公園緑地、福祉施設等の公用・公共用施設用地については、「日野町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化、施設保有量の適正化および財源確保を考慮した施設維持管理や更新を基本として、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、防災機能および災害時における施設の活用を図る。

b 低・未利用地

市街地内の低・未利用地については、立地条件に応じて、防災、自然を活かした住民の憩いとやすらぎの場、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図る。

農山村の耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加すること等により、農用地としての活用を積極的に図るとともに、このことが困難な場合はそれぞれの地域の状況に応じて防災面・景観面に配慮した森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

(7) 地域別の町土利用の基本方向

ア 地域区分の設定方針

地域区分を定めるにあたっては、土地利用のつながりや水系、自然環境のまとまりおよび、共通の課題等を考慮して定める。

イ 地域区分

地域の区分は、次の3区分とする。

(ア) 日野中部地域（日野地区・西大路地区・必佐地区）

(イ) 日野北部地域（東桜谷地区・西桜谷地区）

(ウ) 日野南部地域（南比都佐地区・鎌掛地区）

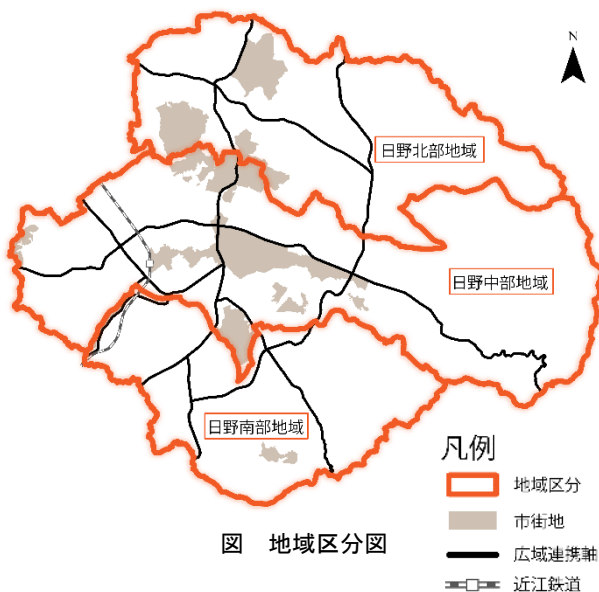


図 地域区分図

ウ 地域の方向性

地域の方向性については、町土利用の基本方針を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、自然環境の保全や地域間の役割分担、人口動向、地域の持続可能な発展等に配慮して、それぞれの地域の特に配慮すべき事項について定める。

(ア) 日野中部地域

この地域は、本町の中心的な市街地とその周囲の農地および山林等により形成されており、本町の中心にふさわしい歴史・自然を活かしたにぎわいのまちの形成が求められる。

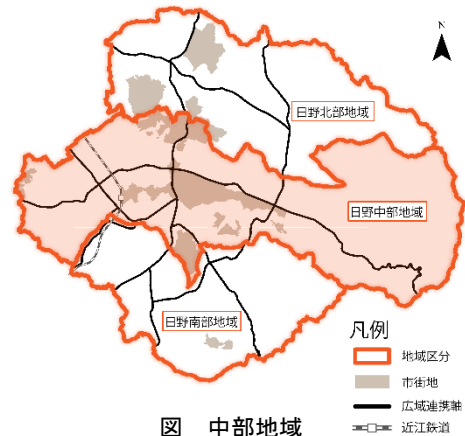


図 中部地域

- ・国道307号や国道477号は、既存の沿道サービス施設等の立地維持・充実を図るほか、観光等にも対応した商業施設等の立地誘導を促進し、広域交通の利便性の高さを活かした土地利用誘導を計画的に図る。
- ・日野中部土地区画整理区域の新商業地は商業集積の維持・充実するほか、日野ギンザ商店街、日野駅前通り共栄会等の日野商人街道沿いの既存商店街は、観光にも対応した魅力ある商店街の活性化を図る。
- ・日野駅前には、住民や来訪者が訪れやすい空間等による本町の玄関口としてふさわしい魅力と利便性のある商業地の再生を図る。
- ・既存工業団地の充実を図るとともに、既存工業団地との連続性等を踏まえた新たな工業用地の確保および市街地における住工混在地域の解消を図るため、工場の移転等を可能にする中小企業団地の工業用地の確保を図る。
- ・新たな工業用地の確保にあたっては、周辺環境との調和のとれた土地利用転換の計画的な誘導を図る。
- ・豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、良好な土地利用が形成されるよう、住環境の改善や空き家対策等を図る。
- ・市街地と農地、農村集落地および山林等の調和がとれ、豊かな自然を身近に感じることができる環境の維持・向上を図る。なお、市街化区域に隣接し、生活の利便性等が良い土地については、周辺環境との調和を図りながら、計画的に新市街地形成を図る。

(イ) 日野北部地域

この地域は、国道307号の広域交通利便性を活用した産業立地と農地・農村集落地および豊かな自然を有する山林等により構成されており、日野の活力を生む産業と豊かな自然が調和したまちの形成が求められている。

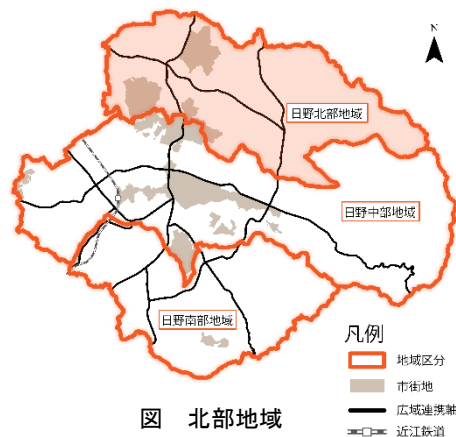


図 北部地域

- ・農用地区域の適切な見直しを含め、多様な定住に対応できる住宅建築等の誘導・促進を図る。
- ・既存工業団地の充実を図るとともに、既存工業団地との連続性を踏まえた新たな工業用地の確保を図る。
- ・新たな工業用地の確保にあたっては、周辺環境との調和のとれた土地利用転換の計画的な誘導を図る。
- ・豊かな自然環境を支える森林資源の保全・活用を促進するため、地元や生産森林組合、森林組合とともに森林施業の効率化や環境整備等を図る。また、豊かな森林資源や農地は体験型学習・交流および観光の場として積極的な活用を図る。

(ウ) 日野南部地域

この地域は、鈴鹿国定公園および国の天然記念物を有する豊かで魅力ある自然環境と農地・農村集落地が調和しており、豊かな自然と花々を活かした魅力と活力のあるまちの形成が求められている。

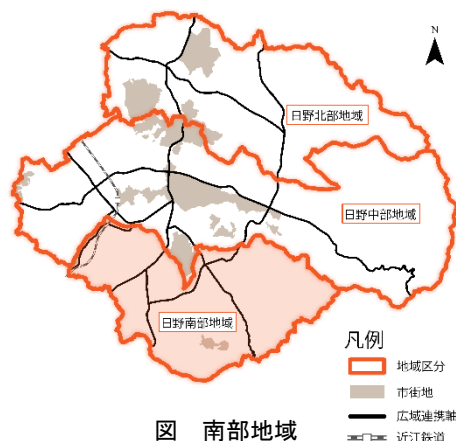


図 南部地域

- ・農用地区域の適切な見直しを含め、多様な定住に対応できる住宅建築等の誘導・促進を図る。
- ・豊かな自然環境を支える森林資源の保全・活用を促進するため、地元や生産森林組合、森林組合とともに森林施業の効率化や環境整備等を図る。
- ・地域の観光資源である恵まれた自然環境を地域全体で保全・活用できる体制の確立を図る。特に、特産品である日野菜等の作物栽培の体験学習の受入れ等関係団体と連携し、農業資源を有効活用した人と自然のふれあえる地域づくりを図る。

2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次

計画の基準年次は令和3年とし、目標年次は令和13年とする。

(2) 目標年次における想定人口等

町土の利用に関して基礎的な前提となる人口および世帯数は、令和13年において、それぞれ、おおむね19,500人、8,400世帯程度になるものと想定する。

(3) 町土の利用区分

町土の利用区分は、農地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地等とする。

(4) 利用区分別の規模の目標を定める方法

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を踏まえて利用区分別の土地面積を予測し、町土利用の基本方針を加味して調整を行い定めるものとする。

(5) 利用区分別の規模の目標

町土の利用に関する基本構想に基づく令和13年の町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとする。

(6) 利用区分別の規模の目標の性格

なお、次表の数値については、町土利用の大きな方向性を示すものといった理解のもとに、今後の経済社会の不正確さ等を鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

表 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：ha, %)

区 分	面 積		構 成 比※6	
	令和3年 (2021年)	令和13年 (2031年)	令和3年 (2021年)	令和13年 (2031年)
農 用 地	1,970	1,903	16.8	16.2
農 地	1,970	1,903	16.8	16.2
採草放牧地	－	－	－	－
森 林	6,105	5,983	51.9	50.9
原 野	－	－	－	－
水面・河川・水路	484	495	4.1	4.2
水 面	150	162	1.3	1.3
河 川	221	221	1.9	1.9
水 路	113	112	1.0	1.0
道 路	463	483	3.9	4.1
一 般 道 路	312	332	2.7	2.8
農 道	122	122	1.0	1.0
林 道	29	29	0.2	0.2
宅 地	738	835	6.3	7.1
住 宅 地	360	372	3.1	3.2
工 業 用 地	242	327	2.1	2.8
その他の宅地	136	136	1.2	1.2
そ の 他※7	2,000	2,061	17.0	17.5
町 土 面 積	11,760	11,760	100.0	100.0

※6 構成比・・・町土面積に対する比率のことである。

※7 その他・・・「その他」の面積は、町土面積から他の利用区分を差し引いたものである。

3 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

前述の事項を達成するために必要な措置の概要は、以下の通りである。これらの措置の実施については、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国・県等の各種対策と整合を図りながら、本町の特性に応じた各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、本町等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法およびこれに関する土地利用関連法の適切な運用により、本計画を基本とし、町土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、自然環境および歴史的風土の保全、農地や森林の保全、景観保全、防災等に配慮した適正な土地利用と地価の安定を図る。

特に、地域が主体となった土地利用を推進するため、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の調整を積極的に行う。

(2) 人やものが行き交う活力ある町土づくり

豊富な地域資源を有する強みや個性・多様性を生かしつつ、地域の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化を通じて、活力ある町土づくりを推進する。町内の産業の活性化と広域的な交流促進のための道路整備や公共交通活性化「わたむき自動車プロジェクト」等、交通ネットワークの充実と社会資本の計画的な維持・管理を推進する。

本町の既存の産業集積を活かし、付加価値の高いモノづくり産業に重点を置いて、企業立地の一層の促進を図る。公共または民間等の幅広い分野からの参入を促し、民間遊休地等の活用を促進し、企業適地の確保に向けた取組を推進する。

(3) 町土の保全と安全性の確保

ア 自然災害への対応

自然災害への対応として、どのような洪水にあっても町民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組合せ、国・県の方策と連携・協力して地域の特性に応じた総合的な流域治水の推進を通じ、町土の保全と安全性の確保を図る。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状

況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定や安全な住まい方への移行を促進する。第二次緊急輸送道路である国道307号のほか、災害時に備えた強い交通網の整備等に加え、地域において災害時に活動できる人材の育成・組織体制の整備、町民の災害に対する知識や技術の向上等を通して、自助、共助による地域防災力の強化を図る。

さらに、渇水や水害等に備えるためにも、水利用の合理化、水意識の高揚を図るとともに、水インフラ（河川管理施設、農業用排水施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ計画的な維持管理・更新や、安定した水資源の確保のため、森林の水源かん養機能の維持増進の観点から特に必要と認める森林を水源森林地域に指定し、適正な土地利用につなげる等により水源林の保全に努めることにする等、総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ町土保全等の機能の向上

森林の持つ町土の保全と安全性の確保等の多面的な機能の向上を図るため、間伐等森林の整備、森林の管理水準の向上を図るとともに、森林の適正な更新を図る。

また、林道や作業道、機械化等の効率的な作業システムの整備、間伐材をはじめとした地域材の利活用を図る等、森林管理のための基礎条件整備を図る。

その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備等のソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

ウ 町土の安全性の向上

町土の安全性を高めるため、地域防災計画の充実・周知徹底を図るとともに、市街地等において、水害に対する流域治水対策、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要な電力供給ネットワーク等の対策を進める。

また、市街地・工業用地の整備・開発等については、防災および環境保全に充分配慮し、適正かつ計画的な土地利用を図るほか、県と連携・協力して、管理機能やライフライン等の代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進する。

（４）持続可能な町土の管理

ア 持続可能な町土の形成

持続可能で小さくまとまりのあるまちの形成に伴う適切な配置に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の各機能の持つ役割と中山間地域等の居住特性を活かし、住み続けられることに配慮したネットワークの形成を図るために、公共交通活性化「わたむき自動車プロジェクト」による高齢者等の円滑な移動手段が確保されたまちづくりを進める。

「地域拠点」の形成により、中山間地域等の農村集落地においても若者をはじめ地域住民が住み続けることができる取組を進める。

また、包摂的で安全かつ災害に強い土地利用を進めるとともに、地域の特色を活かし

た魅力的でありゆとりある豊かな暮らしが可能なまちづくりを進める。

さらに、誰もが安全で快適な住生活を営めるようにするため、住宅および市街地等のユニバーサルデザイン化を促進する。

イ 持続可能な農地の管理

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、町土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の確保・育成とその経営の複合化・多角化等による体質強化や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、体験農業等による新たな農地の管理運営の方法を検討する。

また、農地の管理運営方法の充実にあわせた地域の協働活動等による農用地や水路の保全を推進する。

利用度の低い農地や不作付地については、集落営農の推進や担い手の農地の集積等、有効利用を図るために必要な支援を行う。さらに、「環境こだわり農産物」をはじめとする農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の推進、地域に根付く特産品である日野菜の活用やブランド化と6次産業化等による農林水産物の高付加価値化、水田における園芸作物等の作付の推進を支援する。

ウ 持続可能な森林の管理

持続可能な森林管理のため、林業の担い手確保や森林施業・管理の課題に対する対策を引き続き講じつつ、施業集約化の加速化や林道等の林業基盤の維持・充実に図り、町産材の安定的かつ効率的な供給体制を構築し、さらに、再造林や間伐等の森林の適切な整備および保全や新たな木材製品の普及による木材需要の創出等を通じ、森林資源の循環利用を推進するための林業の成長産業化を進める。

また、森林の減少を適正管理し、地球温暖化の防止等の多面的機能が発揮される森林保全を進める。

エ 水循環の維持・活用と景観の保全

本町の森林が果たしている琵琶湖の水源かん養機能の維持・充実に図るため、流域の総合的かつ一体的な管理、農地や森林が持つ貯留・かん養機能の維持および向上、農業水利施設やため池の適切な維持管理、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

また、河川やため池の水辺等の保全による自然浄化能力の維持・回復・活用、雨水の地下浸透の促進、地下水の保全と適正な利用、節水や水の再利用等による水資源の有効利用等を進める。

うるおいある町土を形成するため、良好な自然環境の保全に努めるとともに、農山村における田園や里山の景観の維持・形成を図る。

市街地においては、緑化空間および水辺空間を積極的に保全・創出するとともに、本町特有の風土に根ざした栈敷窓のある町並み等の景観の美しさを保全し、ゆとりある快

適な環境づくりを進める。さらに、歴史的風土を保全するために、景観計画の策定を検討し、土地利用を規制する区域を設定する等、歴史的町並み等の修景保全に配慮する。

(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 自然環境の保全・形成

鈴鹿国定公園や特別保護区域、国の天然記念物の指定等貴重な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保護・保全を図る。野生動植物の生息・生育、稀少性等の観点より、特に保護が必要な野生動植物の保護を図るほか、優れた自然は、農地、荒廃農地等の土地利用と地域の生態系に考慮した行為規制等により適切な保全を図る。

二次的自然は、適切な農林水産業活動、民間企業・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて、自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域は、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。これらの実施においては、住民自らが美しい日野を育てる気風を育てることが重要であり、これまでに進められている町民活動等の充実、発展を図る等、自然保護・保全意識の高揚を図る。

イ 自然生態系が有する防災・減災対策

自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。森林については、保水性に富んだ林齢の高い森林へ誘導する等、森林の水源かん養機能等が持続的に発揮されるような取組を推進する。

ウ 自然生態系の利活用

鈴鹿国定公園および特別保護区域、国の天然記念物である鎌掛谷ホンシャクナゲ群落等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。

このため、これらの自然資源を活かし、地域に根付く伝統野菜である日野菜、自然環境の特徴が色濃く反映された芋競べ祭り、日野祭等の祭礼行事、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進する。

また、県と連携して本町の魅力を広く発信していくとともに首都圏における情報発信機能を強化し、国内外からの観光客の増加を図ることで優れた自然資源の維持を図る。

エ 獣害や侵略的外来種防止対策

野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。里山においては枯木等の除去・竹林の整備・野生獣の生息防止を目的とした緩衝帯整備等の森林整備を支援する。侵略的外来種の定着・拡大を防ぐため、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」による指定外来種の指定等を通じ

た流通・飼育の適正化等により野外への放出の防止を図るとともに、必要に応じて防除対策を実施する。

オ 脱炭素社会の構築

地球温暖化対策を加速し、脱炭素社会の構築をめざすため、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、太陽光発電設備の急激な増加に伴う景観や自然環境、生活環境等への影響にも配慮した土地利用を図る。

加えて、公共交通活性化「わたむき自動車プロジェクト」と主要な道路整備による円滑な交通体系の構築、脱炭素型物流体系の形成等、環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図るとともに、地元企業の協力による産業構造の脱炭素化を促進する。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市における緑地等の適切な保全・整備を図る。

カ 町民の健康保護と生活環境の保全

町民の健康の保護および生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。

特に本町の下流には琵琶湖があることを強く認識し、工場および事業所の排水対策、下水道等の計画的な整備や適切な更新等による農地および市街地等からの流出水対策等総合的な対策を推進し、健全な水循環^{※4}の維持または回復を図る。

また、地域における運動・スポーツ活動を充実させ、地域の活力の向上と町民の心身の健康づくりに資する土地利用を推進する。

※4 健全な水循環・・・水の循環において、環境を保全する機能等がバランスよく良好に保たれた状態をいう。

キ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ施設運用の向上を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

（6）土地の有効利用の促進

ア 都市

市街地における低・未利用地および空き家等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定等の実態把握、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチング等の取組を進める。

住宅地については、地区計画制度等の設定により、良好な住宅地の計画的な供給と新・旧市街地や農山村との均衡ある居住を推進する。

店舗や業務用地については、市街地にその多くが立地しており、国道沿線において連

3 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

続性のある商業空間の形成を図るとともに、国道307号沿道等に日常生活サービス機能の集積による商店街等の活性化を進める。

イ 道路

道路については、町民生活に深い関わりをもつ町道等生活道路の整備に努め、生活の利便性の向上を図るとともに、良好な町並み景観の形成、防災機能等への配慮等、道路空間の多様な機能の発揮に努め、その有効利用を進める。

また、人の集まる区域の道路を中心に、車いすやベビーカー等が余裕を持ってすれ違える歩道幅員の確保、電柱や照明灯等の共有化による有効幅員の確保、既設歩道の段差・急勾配の解消等により歩行空間のバリアフリー化を推進する。

ウ 工業用地

工業用地については、名神高速道路および新名神高速道路等、主要幹線道路へのアクセス条件の向上等に伴う需要、さらには、企業の経営環境のグローバル化、産業の高付加価値に伴う需要に対応するため、工業団地内の未利用地の有効活用を促進し、情報通信業、運輸業・倉庫業等の立地を促す。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水および利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境、移動経路としての機能の発揮のために、必要な水量・水質の確保や保全を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

特に、河川については災害の発生を防止するとともに、緑地機能の保全に十分配慮し、計画的な改修を推進するとともに、流末である琵琶湖の水質保全を考慮した水質管理等を実施する。

オ 円滑な土地の利活用に向けた方策

所有者の所在の把握が難しい土地※1が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

また、空き家・空き地が増加する中で、土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。

※1 所有者の所在の把握が難しい土地・不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地をいう。

(7) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用転換の基本方針

土地利用の転換を図る場合には、転換をした後に元の土地利用に戻すことが困難であることや影響の大きさに十分留意した上で、人口および産業の動向、周辺の土地利用の

状況、社会資本の整備状況、災害に対する安全性その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用^{※3}等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることを考慮し、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用^{※3}等からの転換を抑制する。

※3 自然的土地利用・農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等の土地利用を加えたものをいう。

イ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて環境影響評価や開発に伴う雨水の流出増に対する流域治水対策を実施する等、事前に調査、検討、協議等の十分な機会をもち、災害の発生、環境の悪化、自然破壊等の恐れのないよう十分考慮し、周辺の土地利用との調整を図りつつ慎重に行う。

ウ 農地の利用転換

農用地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定、保水・遊水機能の確保、地域の環境や景観に及ぼす影響に留意し、緑地保全等の観点からも農業以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう、十分考慮する。

(8) 町土に関する調査の推進

町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、県と連携して国土調査等国土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

土地利用の実態および動向を的確に把握して、適切な土地利用の推進を図るため、地籍調査等、町土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。なお、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害のおそれのある地域における地籍整備を重点的に実施するほか、農村集落地における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

(9) 計画の効果的な推進

適切な町土の利用に資するため、計画の推進等にあたって各種指標の活用を図る。

また、本計画の適切な管理を図るため、町土利用の動向、課題、各種措置の状況等の把握に努め、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

(10) 多様な主体の連携・協働による町土の適切な管理・有効利用

町土の適切な管理・有効利用に向けて、町民に対し、土地に関する諸情報の発信に努めるとともに、土地に対する意識の高揚を図る取組を推進する。

また、所有者等による適切な管理、国や県、町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民等多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画することを促進するほか、既存活動の維持・充実を支援する。

また、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等の普及促進を通じ、多様な主体の連携・協働による町土の適切な管理・有効利用の取組を推進する。

4 用語解説

あ 行	
空き家バンク あきやばんく	地方公共団体等が Web サイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
エコ交通 えここうつう	幹線となる鉄道やバス等の公共交通機関と枝線となる湖上交通や自転車・徒歩等と有機的に組合せた、人と環境に優しく、魅力と利便性の高い滋賀発の交通体系をいう。
オープンスペース おーぷんすぺーす	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
温室効果ガス おんしつこうかがす	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体をいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条で定めるもの（トリフルオロメタン等）、パーフルオロカーボンのうち、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条で定めるもの（パーフルオロメタン等）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。
オンデマンド交通 おんでまんどこうつう	経路・乗降場所・時刻に柔軟性を持たせ、事前予約した複数人を同時に乗車する輸送サービスのことをいう。
か 行	
環境影響評価 かんきょうえいきょうひょうか	開発等が環境に与える影響の程度や範囲またその対策について、事前に予測・評価をすることをいう。環境アセスメントと同義。
環境こだわり農業 かんきょうこだわりのうぎょう	化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減し、たい肥等を適正に使用し、農業排水を適正に管理する等、環境に配慮して農作物を栽培する農業をいう。県独自の取り組みである。

4 用語解説

環境こだわり農産物 かんきょうこだわりのうさ んぶつ	滋賀県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、滋賀県の認証を受けた農産物。
かん養 かんよう	森林の土壌等に自然に水がしみこみ、少しずつ時間をかけて、水を育てることをいう。
緊急輸送道路 きんきゅうゆそうどうろ	災害直後から、避難、救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、一般国道等を連絡する基幹的な道路のことをいう。
グリーンインフラ ぐりーんいんふら	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息、生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある町土づくりを進めるもののことをいう。
国土強靱化 こくどきょうじんか	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」における事前防災および減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。
国土調査 こくどちょうさ	国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
さ 行	
里地里山 さとちさとやま	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
集水域 しゅうすいいき	水系を取り囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
職住近接 しょくじゅうきんせつ	自宅と職場の距離が近いことを指す。

その他の宅地 そのたのたくち	住宅地と工業用地のいずれにも該当しない宅地をいう。
た 行	
多面的機能 ためんてききのう	農業や森林が持つ我々の生活に大切となる様々な機能のことをいう。 農業では県土保全機能、自然環境保全機能等がある。森林では水源かん養機能、地球温暖化防止機能、山地災害防止機能等がある。
地域拠点 ちいききょてん	日野地区を除く、各地区に1拠点ずつあり、日常生活を送る上で必要なサービスを維持する等の地区の中心的な役割を担う場所のことをいう。
地域材 ちいきざい	一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない）において生産、加工、流通される木材のことをいう。
地籍整備 ちせきせいび	主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすること。
町土 ちょうど	土地、水、自然等の国土資源およびこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。町土の範囲は、住民がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要のある範囲をいう。
低・未利用地 てい・みりょうち	土地利用がなされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。特に、大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態が一つの目安となる。
都市構造 としこうぞう	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造等、都市の空間的な地域構造をいう。
都市的土地利用 としてきとちりよう	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

な 行	
二次的自然 にじてきしぜん	人間の働きかけと自然との相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。
農業水利施設 のうぎょうすいりしせつ	農業用水の安定供給を図るため、農業用ダム、堰、用水路等の施設のことをいう。
農地中間管理機構 のうちちゅうかんかんりきこう	担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県毎に整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。
は 行	
バイオマス ばいおます	生体を利用して有用物質やエネルギーを得ることをいう。また、その生物体や、生物資源のことをいう。家畜資源（家畜排泄物等）、林産資源（林地残材）、糖質資源（さとうきび、てんさい）等がある。
人・農地プラン ひと・のうちぷらん	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方等を明確化し、市町村により公表するもののことをいう。
物質循環 ぶっしつじゅんかん	生態系の中で物質が物理的、化学的性質を変えながら循環することをいう。
防災拠点 ぼうさいきょてん	災害時に災害対策活動の拠点となる施設をいう。国レベルの施設である広域防災基地から、自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲によりさまざまな形態がある。
ま 行	
緑資源 みどりしげん	自然の循環システムによって生み出される植物体を資源として捉えたものである。広義には、その空間を構成する生態系全体をいう。

や 行	
優良農地 ゆうりょうのうち	集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。
ユニバーサルデザイン ゆにばーさるでざいん	年齢、性別、障害の有無等に係らず、すべての人が利用可能なよう常により良いものに改良していこうという考え方。
ら 行	
6次産業化 ろくじさんぎょうか	1次産業としての農林漁業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のことをいう。

日野町 企画振興課

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL : 0748-52-6552

FAX : 0748-52-2043

E-mail : kikaku@town.shiga-hino.lg.jp

ホームページ : <https://www.town.shiga-hino.lg.jp/>